

〇令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
1	1. 標準化の対象とすべきでない	ワーキングチーム・ベンダ分科会で検討されたように、地域生活支援事業は、各自治体が多種多様の事業を様々な形態で実施していることから、標準化には馴染まないと考えるため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
2	1. 標準化の対象とすべきでない	<p>現行のシステムでは、障害福祉サービスと地域生活支援事業を同一システムで実装・運用しているが、ワーキングチーム・ベンダ分科会における検討結果からも、地域生活支援事業は制度的に自治体で様々であるため、機能を標準化し統一することは現時点では難しいと考える。仮に標準化対象となった場合も標準仕様に合わせた改修が必要となり、現行システムで実現している対応ができなくなる可能性が高いと思われるため、「標準化の対象とすべきではない」とした。</p> <p>有識者からは「各自治体の制度自体の考えが標準化することが必要」との意見もあるが、各自治体が試行錯誤の上、市民へのサービス向上を目指して対応を行っていることから、機能の標準化のみが住民にとって適切であるとは言いきれないのではないかと。構成員の意見にもあるように、自治体としての要望は、地域生活支援事業を標準対象に含めるのではなく、現行システムと同様に標準化対象事業とそれ以外の事業を一体的に効率よく運用できることなので、デジタル庁には一体的なシステム利用や経過措置期限の見直しについて、是非とも検討いただきたい。</p>	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	一体的なシステム管理が必要である
3	1. 標準化の対象とすべきでない	<p>「地域生活支援事業」の標準化は各自治体による制度相違が大きく、現実的に実現困難であることはWT及び分科会資料から一定理解できたこと、また本市としても、現状の標準化部分への対応で多くのマンパワーを投入しているなか、加えて地域生活支援事業も標準化対象となることについて、対応できる人的状況ではないことが現実としてあります。また、地域生活支援事業とひとくくりにしても、各業務によって申請、給付、請求、支払などのスキームは様々であり、それぞれ別制度であるといえるため、標準化するメリットが少ない業務も存在します。</p> <p>今後、地域生活支援事業を標準化対象業務とすべく議論するにあたっては、システムを標準化する前に、制度自体の標準化が前提となると考えます。本市が「令和6年 地方分権改革に関する提案募集」において「障害者総合支援法に基づく市町村の地域生活支援事業に係る事務に関する全国統一システムの構築」に対し、追加共同提案を行った趣旨は下記のとおりであり、今後、地域生活支援事業の標準化を検討する際には、ご考慮いただきたい要素として、この度意見として申し添えます。</p> <p>1 システム調達業務(ベンダ変更)の困難性 現在本市が利用している障害福祉システムは、標準化・標準化対象外業務をトータルパッケージとして含む、「障がい者総合福祉システム」であるが、ベンダーが標準化に対応せず、撤退を予定している。そのため、本市はシステム標準化法に伴う「標準化・共通化」に加え、システム移行も同時に行うこととなり、令和7年度中の移行は困難となり、「移行困難システム」として国に届け出ている状況である。</p> <p>今回システム調達にあたり、各ベンダーがシステム標準化対応でSEリソースが逼迫する状況であることから、調達先がなかなか見つからず、なんとか標準化対象部分についてはR9.1に本稼働する目的が一定ついたものの、標準化対象外部分については、調達先が見つからず、標準化部分の構築ベンダーがノンカスタマイズで提供する標準パッケージを使用するほかなく、現在行っている行政サービスが提供できなくなる可能性も大きく懸念されているところである。</p> <p>標準化対象外である地域生活支援事業を標準化対象業務と同一システムで運用している自治体が多い現状を鑑みると、標準化法が目的とした「ベンダーロックイン」解消の阻害要因となり得ることが、容易に想像される。</p> <p>2 地域生活支援事業費審査支払業務の委託について 本市で実施する地域生活支援事業の中で「移動支援」及び「日中一時支援」については、現在本市職員により審査支払業務を行っているが、国保連合会が実施する「地域生活支援事業費審査支払」の業務委託を現在検討している。</p> <p>「移動支援」及び「日中一時支援」については、利用者増加に伴い審査支払にかかる業務量も増加しており、多大な人的資源を費やしている。早期に業務委託を行うことにより、対応すべき行政課題への人的資源を充てることが可能となる。</p> <p>ただ、業務委託を検討するにあたり、現行システムが「インターフェース仕様」をシステムとして備えておらず、撤退するシステムに改修費用を充てる選択もできないため、委託できずにいる現状である。</p> <p>上記のような観点から、地域生活支援事業のなかで、審査支払業務委託の前提となる「インターフェース仕様」を標準的に備えることは、本市のみならず、行政効率化の観点からメリットが大きいと考える。</p>	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
4	1. 標準化の対象とすべきでない	各市町村の取扱いが違い、標準化するための調整がつかないまま話だけを先行して進めると現場で混乱が起きる可能性が生じるため	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
5	2. 標準化の対象とすべきである	障害者福祉システムと一体的なシステムとしての運用を希望しているため。	一体的なシステム管理が必要であるため	

〇令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
6	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業を含む独自事業は、地域の実情に応じて住民サービス向上のために創意工夫して実施しているものであり、画一的な仕様を定める理由がないため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
7	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施しているものであるため、同一事業であっても内容が市町村間で異なるものであるが、当該事業を標準化の対象とし、国が機能や帳票の標準仕様を示したうえで、市町村が必要に応じて修正できる仕組みとした方が一から制度設計を行うより効率的であると考えため。	一体的なシステム管理が必要であるため	
8	1. 標準化の対象とすべきでない	法律上、各自治体ごとに制度(及び様式等)が異なるのが前提である以上、標準化は難しいものと考えます。標準化業務が運用される同一ベンダー同一システムで地域生活支援事業の業務もシステムのカスタマイズという形で対応できることが望ましいと考えます。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
9	1. 標準化の対象とすべきでない	手続きや様式等、全国共通とする利点はあると考えるが、各市町村で独自に工夫している点が生かせるかわからない段階では標準化の対象とするべきではないと考える。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
10	1. 標準化の対象とすべきでない	自治体ごとに地域の特性に応じて、取り扱いが異なる部分もあるため、標準化したとしても実際に自分の地域には馴染まないところがあると思うから。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
11	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業は必須事業として位置づけられており、とりわけ各自治体においても日常生活用具等の給付は一般的に行われている。ストマ装具は人工肛門等の障がいをお持ちの方は必ず利用するものであり、当市においても最も取り扱いの多いものである。制度上必須と規定されているのであれば、先述の状況を踏まえてもシステム標準化の対象とすべきであり、それができないのであれば基本的には補装具として対応する等制度の見直しを早急に行っていきたいため、対象とすべきと判断する。	その他	一部事業は標準化すべきである
12	2. 標準化の対象とすべきである	大半の市町村が提供しているサービスであり、システムを複数使用しなければならない運用となれば、金銭的なデメリットが生じることが懸念されるため。	一体的なシステム管理が必要であるため	
13	1. 標準化の対象とすべきでない	各自治体で制度の違いがあり標準化の対象にしないという意見に賛同するが、障害福祉サービスと連携しながら事務処理を進めているといった部分はあため、同一システム内で作業ができる環境を整えていただきたい。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	一体的なシステム管理は必要である
14	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業で行っている日常生活用具給付事業等は市町村それぞれで基準を設けているが、全国的に実施している事業であり、補装具給付事業や障害福祉サービス事業等と性質が似ている事業のため	全国的に実施する事業であるため	
15	2. 標準化の対象とすべきである	システムベンダによる帳票や仕様の差が大きいため。	その他	全国で統一された事務となるため
16	2. 標準化の対象とすべきである	当町の場合は、日常生活用具給付等対象事業を現在のシステムで使用して行っており、標準化後に使用していく場合は、オプションでの導入となり、約1,500,000円の導入費用とランニングコストがかかり、補助等もなく負担が大きい。また、市町村地域生活支援事業の必須事業については、どの地域でも共通しているため標準化対象としてほしい。標準化になった場合は、通知書や給付券などの様式については合わせるができると思われる。利用者負担の算定方法や負担額については、独自のものとなっているため、影響がないか不安はある。	その他	費用負担の影響があるため
17	1. 標準化の対象とすべきでない	地域の特性や自治体の制度の違いから、標準化は困難であると考えため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
18	2. 標準化の対象とすべきである	障害者福祉業務の標準化に併せて行うべき	その他	標準化事務と統一し、事務を効率化すべきである
19	1. 標準化の対象とすべきでない	自治体ごとの差異が大きく、標準化に馴染みにくいと考えるため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
20	1. 標準化の対象とすべきでない	具体的な理由は無い	その他	その他
21	1. 標準化の対象とすべきでない	現在業務を行う上で、不備や不便等を感じていないため。	その他	現状で問題ないため

〇令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
22	2. 標準化の対象とすべきである	自治体間での手続きの統一を図るため	その他	全国で統一された事務となるため
23	1. 標準化の対象とすべきでない	件数が多くないので、自庁で管理しているExcel等で十分事務が可能であるため。標準化した場合の方が費用面や事務処理が煩雑化するなどの懸念があるため、現行のままで十分であるとするため。	その他	現状で問題ないため
24	2. 標準化の対象とすべきである	各自治体で基準額が異なり、数年毎に適切な給付額を見直す必要があるため。	その他	全国で統一された事務となるため
25	1. 標準化の対象とすべきでない	地域の実情に合った運用をしている事業が多く、標準化の対象となることで、対象者への不利益につながりかねないため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
26	2. 標準化の対象とすべきである	自治体間の異動があった際にも同様の手続き手順で進められるため利用者の利便性が高い	その他	全国で統一された事務となるため
27	1. 標準化の対象とすべきでない	地域の事業であるため	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
28	1. 標準化の対象とすべきでない	デジタル庁での補助メニューとの分別が困難である。	その他	その他
29	1. 標準化の対象とすべきでない	各市町村で対応が多種多様であり、標準化にそぐわない。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
30	1. 標準化の対象とすべきでない	制度の内容や帳票が各市町村で異なるため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
31	2. 標準化の対象とすべきである	同一システムで一元管理することで業務の効率化を図ることができるから。	一体的なシステム管理が必要であるため	
32	1. 標準化の対象とすべきでない	各市町村において、地域のニーズに応じて地域生活支援事業を行っているが、その行っている事業の種類は市町村間では統一がないため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
33	1. 標準化の対象とすべきでない	各制度ごとで別々のシステムを用いて管理するよりも、統一したシステムで管理することが良いが、独自事業については他市町村では通用しないと思われ	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	一体的なシステム管理は必要である
34	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業は、自治体により帳票や判定方法に大きな差異があるため、標準化に馴染みにくいと思われることから対象とすべきでないと考えますが、独自施策システムの運用にあたって、必要な情報を標準準拠システムとの連携により検索・表示・抽出できるようにしていただきたい。例えば判定処理や申請書・通知書等レイアウトの作成も標準準拠システムの機能をベースに実施できるよう、連携機能を充実させるように対応をお願いしたいです。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	連携機能の強化は必要である
35	1. 標準化の対象とすべきでない	自治体ごとに対象者や要件が異なっているため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
36	2. 標準化の対象とすべきである	現在はExcel管理としているが、標準化対象となれば住基データや障害者手帳、障害福祉サービス、自立支援医療等の情報と連動できるため、管理がしやすくなると思う。	その他	その他
37	2. 標準化の対象とすべきである	障害福祉分野で標準化に向け、動いているため足並みを揃えて対象とすべきだと考えます。	その他	標準化事務と統一し、事務を効率化すべきである
38	2. 標準化の対象とすべきである	ほとんどの自治体で実施する事務を対象外とする合理性がない 同一システムで運用しているが、経過措置後にシステムを分割することで経済的に不効率である。	全国的に実施する事業であるため	一体的なシステム管理は必要である
39	2. 標準化の対象とすべきである	標準化により情報連携機能を利用しやすくなるため。	その他	その他
40	2. 標準化の対象とすべきである	全国一律で統一された方がわかりやすくて良いと思う。	その他	全国で統一された事務となるため
41	1. 標準化の対象とすべきでない	全国で統一してほしい。	その他	全国で統一された事務となるため

〇令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
42	2. 標準化の対象とすべきである	障がい福祉サービスと共通する部分も多いため、同一システムにて処理することが効率的であると考える。	一体的なシステム管理が必要であるため	
43	2. 標準化の対象とすべきである	標準化することで、事業所等を含む市町村単位でのサービスの差が減らせるため。	その他	全国で統一された事務となるため
44	2. 標準化の対象とすべきである	転出・転入等により今までと同様の手続きでサービスを受けられるようにするため	その他	全国で統一された事務となるため
45	1. 標準化の対象とすべきでない	現行システムでは障害福祉サービスと地域生活支援事業を同一システムで運用しているため地域生活支援事業も標準化の範囲内にしてほしいと考えているが、各自治体で制度内容が異なり標準化に含めるのは難しいと理解した。事務処理を行う上で使いやすいシステムにしていきたい。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	一体的なシステム管理は必要である
46	1. 標準化の対象とすべきでない	それぞれの事業で異なる様式の申請書等を使用しており、統一することが難しいため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
47	1. 標準化の対象とすべきでない	自治体の規模によって実施している事業に差があるため、現在のままで良いと考える。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
48	1. 標準化の対象とすべきでない	同じような事業を実施しているも、自治体によって給付方法や要件が多様であるため、標準化対応は難しいと考える。標準化対象の事務とそれ以外の事務を実施するシステム間の連携機能を強化することで、対応することが望ましいと考える。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	連携機能の強化は必要である
49	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業は「地域の実情に応じて」という実施の前提があるものの、実質的に「必須事業」等も設定されており、現状ほとんどの自治体で実施されていることを踏まえると、実施メニュー等内容に地域差はあるものの、標準化対象とすることで利用者や自治体にとっても制度の円滑な運用の促進につながるものと考え。各自治体の要綱等によって定められている様式について多少の差異があるとは考えられるが、個別検討ワーキングチーム内における自治体意見でもあるように、利用者数や事務量の多い事業について標準化対象とする、その他の個別事業についてはオプションとするなどの柔軟な対応を求めたい。	全国的に実施する事業であるため	
50	1. 標準化の対象とすべきでない	市町村により行う事業であり、統一すべきでは無いと考えられるため。逆に、国の制度として全市町村同一事業(事業内容や補助金金額含む)にするのであれば標準化とすべきと考えられる。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
51	2. 標準化の対象とすべきである	日中一時支援・訪問入浴・日常生活用具 【理由】補助金事業が一本になる。システムでの管理がしやすい。単独での要綱整備がいらず、事務作業量が減る。	その他	一部事業は標準化すべきである
52	1. 標準化の対象とすべきでない	地域の実情にあった事業として実施できるよう、条例や規則の制定・改正に伴うシステムの改修が適宜出来るようにするため、標準化の対象とするべきではないと考える。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
53	2. 標準化の対象とすべきである	やるのであればやる	その他	その他
54	2. 標準化の対象とすべきである	・地域生活支援事業は、障害福祉サービス等と一体的に処理しているため標準化が望ましいが、事業の幅が広いので、形態は実装ではなくオプションとして、各自治体で対象事業を選択できるような形でも良いと思う。 ・また、地域生活支援事業ではないが、障害児入所支援についても、地域生活支援事業と同様に障害福祉サービス等と一体的に処理しており、特に高額処理では障害児通所支援は勿論、障害福祉サービス、補装具の利用者負担を合わせて計算が必要となるので、政令市を対象としてオプション追加をほしい。	一体的なシステム管理が必要であるため	
55	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業(主に日中一時、移動支援、訪問入浴サービス)については、標準化対象の障害福祉サービスと連携しており、同一システムにて処理することが事務的効率が良い。 また、日常生活用具についても、支給対象者が多く同一システムで処理できることが望ましい。	一体的なシステム管理が必要であるため	
56	2. 標準化の対象とすべきである	・システムの標準化を行うことで、他の自治体との共有がしやすくなる。 ・一つのシステムになることで、対象者の利用サービスの確認が安易になる。	一体的なシステム管理が必要であるため	

〇令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
57	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業は全国的に実施している事業であり、障害福祉サービスや障害児通所給付とも密接に連携しているものであるから、標準化対象として同一システムで管理・運用することが必要と考えます。	一体的なシステム管理が必要であるため	
58	2. 標準化の対象とすべきである	全国的に実施されている事業であり、住基・所得・障害者台帳等、基幹システムとの親密性も高いものであるため。	全国的に実施する事業であるため	
59	2. 標準化の対象とすべきである	日常生活用具など、ほぼ全自治体で行われている事業は標準化の対象とすべきである。	全国的に実施する事業であるため	
60	1. 標準化の対象とすべきでない	機能や帳票要件等が自治体によって異なる部分が多いため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
61	1. 標準化の対象とすべきでない	現在不便を感じていないため。	その他	現状で問題ないため
62	1. 標準化の対象とすべきでない	現在システム化しておらず、現時点で必要性を感じないため。日常生活用具を除けば取り扱い件数が少なく、エクセル管理で十分である。	その他	必要性を感じないため
63	1. 標準化の対象とすべきでない	各自治体で実施しているサービスに大きな差は見られないが、機能要件に大きな差があるので、標準化の対象とするのは難しい。しかし、ワーキングチームの自治体構成員の意見にもあったように、標準準拠システムと一体的に運用できることが望ましいと考えます。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	一体的なシステム管理は必要である
64	1. 標準化の対象とすべきでない	各自治体によって事業の形態が様々であるので、統一化が困難であると考えられるため	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
65	1. 標準化の対象とすべきでない	各市町村で行っている事業自体は比較的同じだが、「地域の実情に応じて創意工夫して実施する事業」とあり、自治体規模や地域にあわせて利用条件や提供内容に様々な違いがあり、すべきでないとは言い切れないが、全ての自治体の基準を全て補えるような統一したシステムを作ることは困難と考える。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
66	1. 標準化の対象とすべきでない	標準化するにはあまりにも市町村間で差異のある事業であるため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
67	2. 標準化の対象とすべきである	同一のシステムで管理することにより、事務の効率化となるため。	一体的なシステム管理が必要であるため	
68	2. 標準化の対象とすべきである	市町村地域生活支援事業必須事業や全国的にどの市町村も実施している事業については標準化の対象としてほしい。標準化の対象外とすることで、システム構築に多大な費用を要し、事務的な負担も大きくなる。ひいては、障害者へのサービス提供の低下につながる恐れがある。	全国的に実施する事業であるため	
69	2. 標準化の対象とすべきである	日常生活用具等の地域生活支援事業も標準化することで、業務の効率が上がることが期待できるため。	その他	事務の効率化が期待できるため
70	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業は自治体ごとの制度に基づく事業であるため標準化にはそぐわないと考えられるため	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
71	1. 標準化の対象とすべきでない	自治体ごとに様々な事情があるため、自治体に負担を強いる方法は極力さけていただきたい。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
72	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業については障害福祉サービスに密接に連携するものであり、同一システムにて処理することが効率的であること、また高額障害の対象者抽出にも利用したいため、標準化対象としていただきたいため。	一体的なシステム管理が必要であるため	
73	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業が地域の実情に応じて住民サービス向上のために創意工夫して実施しているものであり、自治体ごとに業務フローや機能要件に差異がみられるなど、標準化の要件に集約することが困難と思われる。標準化対象業務の標準化完了後に、メリットデメリットを精査した上で、今後対象とすべきか検討していくことが望ましいのではないかと考えます。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
74	1. 標準化の対象とすべきでない	自治体の実情にあった事業として実施しているため(条例や規則の制定・改正に柔軟に対応可能であるため)	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
75	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業の性質上、統一的なシステムとして管理する標準化の対象として整理するのは困難であり、新たに改修費用が発生することも見込まれるため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	

〇令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
76	1. 標準化の対象とすべきでない	市町村ごとに要綱が異なり、統一するのは、難しいと思われる。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
77	1. 標準化の対象とすべきでない	町村での事業の内容、基準額、利用負担額等の違いもあり困難かと思えます。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
78	2. 標準化の対象とすべきである	社会的ニーズの増加による利用者数の増加が見込まれるため	その他	その他
79	2. 標準化の対象とすべきである	障害者福祉システムが標準化の対象になっている為。	その他	標準化事務と統一し、事務を効率化すべきである
80	2. 標準化の対象とすべきである	・制度自体が各市町村で異なるため標準化に含めることは難しいと理解しているが、事務処理を行う現場としては標準化システムと一体的に運用できることが望ましい ・ヒューマンエラーの減少と点検機能の充実が図れる	一体的なシステム管理が必要であるため	
81	1. 標準化の対象とすべきでない	徐々に標準化移行すべき	その他	その他
82	1. 標準化の対象とすべきでない	同事業においても市町村毎に対象者、所得制限の有無、認定期間など様々な項目において相違があるため標準化することは困難であると考えます。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
83	1. 標準化の対象とすべきでない	近隣自治体の状況と比較しても、単価設定から時間の算定方法、加算の有無など異なる制度設計となっている。そのため、この制度を運用するためのシステムを標準化することは難しいと思われる。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
84	2. 標準化の対象とすべきである	標準化の対象とするべきではあると考えますが、自治体独自の給付についてどのように対応する予定なのか疑問である。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
85	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業の中で、日中一時支援や日常生活用具等のサービスに係る事業については対象にすべきであると考えます。	その他	一部事業は標準化すべきである
86	1. 標準化の対象とすべきでない	基幹系PCで管理している事業ではないため	その他	Excel等管理であるため
87	1. 標準化の対象とすべきでない	地域の実情に合わせた形で柔軟に事業を実施するのが地域生活支援事業の目的であるため、全国統一的に揃えようとする標準化の趣旨とはそもそも合わないものだというのが前提としてある。ワーキングチーム・ベンダ分科会における検討結果資料に「標準化した場合は申請書や受給者証等はi種類を規定し自治体はそれに合わせることになる」旨の記載があることから、自治体により大きく違いがある地域生活支援事業を標準化対象とすることに伴う各種様式の見直し等、膨大な事務作業やシステム改修が間違いなく発生する。また、現時点で標準化の対象とした場合の具体的なメリットが何も示されておらず、想定もできないため、現時点では標準化の対象とすべきではないと考える。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
88	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業は、地域の実情に応じた事業として実施するもので、標準化するのはその趣旨にそぐわない。自治体によって様式等が異なり標準化に伴い要綱の改正等の事務が増加され、国保連との業務委託も行っていないこともあり対象としないと考えている。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
89	1. 標準化の対象とすべきでない	事業内容が自治体によって異なるため標準化にそぐわない。移行費用や移行後のガバメントクラウド使用料に関する情報が明らかにされていない。システム利用料の増額が予想される。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	費用負担の影響があるため
90	1. 標準化の対象とすべきでない	標準化の必要性を感じていないにも関わらず、標準化の対象とされた場合の費用負担が発生するため。	その他	必要性を感じないため
91	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業も標準化すれば、転出・転入などがあっても全国どこでも利用者は安心して利用できる。一方、標準化することによって費用負担が出ることは避けて欲しい。	その他	全国で統一された事務となるため
92	1. 標準化の対象とすべきでない	資料No.3 P14記載のとおり、地域生活支援事業は、同一事業でも自治体によって事務処理の方法が多様であり、システムを標準化することで、地域の実情に応じたサービスの提供がかえって煩雑になることが想定され、また、自治体の要望に合わせ、多数の帳票を用意する前提でシステムを構築した際に、利用料の高額化につながる可能性が高いと考えられるから。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	

〇令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
93	1. 標準化の対象とすべきでない	自治体によって制度が異なっており、標準化には適さないと考えるため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
94	1. 標準化の対象とすべきでない	自治体ごとに業務フローが異なるため標準化は非現実的である。 また、標準化することにより地域生活支援事業の趣旨が損なわれると思われる。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
95	1. 標準化の対象とすべきでない	町独自の様式や基準があり、標準化できる部分とできない部分の整理に時間を要すると思われるため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
96	1. 標準化の対象とすべきでない	情報連携を行っておらず、事務作業性から現在の状態が良い。	その他	現状で問題ないため
97	1. 標準化の対象とすべきでない	別の方法で管理しているため	その他	Excel等管理であるため
98	1. 標準化の対象とすべきでない	標準化の対象とすることで、長期的に一定の事務効率化が図れることは理解できる。 しかしながら、地域生活支援事業については、自治体の創意工夫により弾力的な運用が可能となっている点において法定サービスよりも優位性があると考えられる。 標準化することで制度自体が硬直化し、利用者らにとって使いにくい制度となること予想されるため、標準化の対象とすべきでないとする。付け加えると、利用者らの利便性を損なうおそれがないのであれば、標準化には賛成である。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
99	1. 標準化の対象とすべきでない	現状、特に困っていない	その他	現状で問題ないため
100	2. 標準化の対象とすべきである	日常生活用具業務については各自治体で定められている要綱があり、給付方法・種目等異なる部分があると思うが、それを踏まえても、どの自治体でも問題なく使用できるのであれば標準化に賛成である。 また、訪問入浴サービス業務に関しては、業務でシステム利用をしたことがないが、システム管理ができるようになることで業務の効率化につながると思う。 現在、障害福祉サービスと地域生活支援事業（日中一時支援と移動支援）の支給決定内容を、一枚の受給者証に記載し運用している。市民の制度の利用しやすさ、事業所での利用回数、利用料の管理の誤りの防止を考慮し、地域生活支援事業を標準化の対象として、一体型の受給者証を発行可能となることが望ましいと考える。	その他	障害福祉サービス等受給者証と一体であるため
101	2. 標準化の対象とすべきである	標準化対象事業とそれ以外の事業でシステムが分かれてしまい、入力管理等の事務が煩雑となるため、処理誤りに繋がりがかねない。	一体的なシステム管理が必要であるため	
102	2. 標準化の対象とすべきである	他の事業はともかく、日常生活用具給付等事業については支給件数が多いため標準化の対象として欲しい。	その他	一部事業は標準化すべきである
103	2. 標準化の対象とすべきである	はっきりとは言えませんが、これを機にすべて標準化にしてしまった方が後々良いのではと考えます。	その他	その他
104	1. 標準化の対象とすべきでない	事業の運用がそれぞれの自治体で異なるため	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
105	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業は、地域の実情に応じた弾力的な実施（運営）がなされる事業であり、標準化にはなじまないとするため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
106	2. 標準化の対象とすべきである	ほとんどの自治体で実施する事務を標準化対象外とする合理性がない。	全国的に実施する事業であるため	
107	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業は各自治体の要綱等によって運用されており、事務が画一的でないものと認識している。その上で、システムのみが標準化として画一的なものになって、各自治体の事務に支障が出ないのか疑問。標準化の中でどの程度カスタマイズができるのかの提示、もしくは事務処理方法を含めた画一的なルール等の提示がなければ、現時点では標準化すべきか否かの判断も困難であると思われる。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	

〇令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
108	2. 標準化の対象とすべきである	本市で現在使用中のシステムのベンダーであれば、本市としては標準化後の影響は少なく、地域生活支援事業が標準化の対象外であっても困らないと聞いている。 しかし、当初システムの標準化がされるということでのメリットとしての「ベンダーの変更等が容易に行えること」があげられていたと記憶しているが、地域生活支援事業が標準化の対象でないのであればそのメリットが薄まるため、最終的には標準化するべきものとする。 しかし、そのためには地域生活支援事業の統一したルールも必要のため早急な対応は不可能と思われる。	その他	ベンダの切替を容易にするため
109	2. 標準化の対象とすべきである	全国的に実施している事業については、同一システムで対応できるよう標準化の対象としてほしい。	一体的なシステム管理が必要であるため	
110	2. 標準化の対象とすべきである	標準システムで一体的に管理したほうが事務効率が上がると考えられるため。 独自事業も選択できるようにしていただくと事務効率が上がると考えられます。	一体的なシステム管理が必要であるため	
111	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業は障害福祉サービスの利用可否を踏まえての支給決定となる場合がある等、障害福祉サービスと密接に関わっているため同一システムで処理を行うことが望ましいため。	一体的なシステム管理が必要であるため	
112	1. 標準化の対象とすべきでない	個別検討ワーキングチーム及びワーキングチーム・ベンダ分科会でサンプル5自治体において比較整理、検討していただいた通り、各自治体の制度の違いから標準化が困難なためとされています。 また、連携機能による一体的なシステム利用については、今後も調整していただき、どこの自治体でもより良い、使いやすいシステムにしていきたいと思っています。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	一体的なシステム管理は必要である
113	1. 標準化の対象とすべきでない	各自治体によって地域生活支援事業の内容や書類の書式等が異なるため、標準化の対象にすると混乱を招く可能性が高いため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
114	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業は自治体によって制度が異なるため、帳票の様式や機能を一本化することは難しいと思われるため。 ワーキングチームの意見にあったように、標準化システムとの一体的なシステム運用ができれば、標準化を希望する自治体のニーズも満たせるのではないかと。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	一体的なシステム管理は必要である
115	1. 標準化の対象とすべきでない	自治体により運用方法が異なるため	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
116	1. 標準化の対象とすべきでない	第2回ワーキングチーム・ベンダ分科会の標準化の対象としない理由に同意するため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
117	2. 標準化の対象とすべきである	標準化の対象とならないことで、新たな障害福祉システムで対応していただくベンダーがない。また、自治体により柔軟に対応できる事業であるが、ベンダーが見つかって結果、標準化前より不便になる可能性が大いに高い。	その他	その他
118	1. 標準化の対象とすべきでない	現状では制度の違いが多くあり、令和8年度までに対応できるとは思えない。しかし、地域生活支援事業やその他の独自制度が今後のシステムに組み込まれることで、管理するシステムが複数となり、改修費用が増加することや、受給者一人について複数のデータが存在してしまうことが危惧される。当市のベンダからは、国が決めているので、同一のシステムに入れることはできないと回答をいただいております。本市としては、標準化は希望いたしますが、他事業も利用しやすいようなシステムを希望します。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	一体的なシステム管理は必要である
119	1. 標準化の対象とすべきでない	当市の標準化は、他市にくらべベンダ都合で大幅に遅れるので、意見を述べる立場ではありません。 地域独自の取組で標準化となるのですか？	その他	その他
120	1. 標準化の対象とすべきでない	障害福祉システムを使用せずに実施してきた事業であり、サービスの内容や実施方法に自治体ごとの違いが大きいため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
121	2. 標準化の対象とすべきである	自治体ごとに運用方法に差があるが、事務の簡素化が見込めるのであれば標準化の対象としたい。	その他	事務の効率化が期待できるため
122	2. 標準化の対象とすべきである	自治体の選択肢の一つとして、整備すべきであるため。	その他	その他
123	2. 標準化の対象とすべきである	事務の効率化につながるため	その他	事務の効率化が期待できるため

〇令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
124	2. 標準化の対象とすべきである	同一システムが効率的であるため	一体的なシステム管理が必要であるため	
125	1. 標準化の対象とすべきでない	各市町村の事務が大きく異なっているため	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
126	1. 標準化の対象とすべきでない	地域特性がある地域生活支援事業の標準化が適しているかどうか不明であるため	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
127	1. 標準化の対象とすべきでない	資料のとおり、標準化になじまないと考えるため	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
128	1. 標準化の対象とすべきでない	市町村独自の事業であるから	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
129	1. 標準化の対象とすべきでない	事務手順や必要書類等が全国的に統一されていないため。	その他	その他
130	1. 標準化の対象とすべきでない	標準準拠システムとした場合はカスタマイズ不可となるが、標準仕様で全国の自治体の政策を網羅できると思えず、個別ツールを使った運用などになりかねない。標準化対象業務と一体となって行う独自施策システムについては、標準準拠システムと別システムにしなくてもいいという形に見直すことで解決する問題と考えられる。別システムとした場合、連携に係る構築作業、連携成否の確認等、日々の運用コストがかかり、自治体の事務も非効率となる。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	一体的なシステム管理は必要である
131	2. 標準化の対象とすべきである	各自治体の取扱いに違いがあり標準化に含めることが難しいことは理解するが、それでも地域生活支援事業の多くの事業が障害福祉サービスと連携しながら事務処理を進めており、特に日常生活用具給付等事業については別システムで対応することになると事務処理が煩雑になるため同一システムで運用できるようにしてもらいたい。	一体的なシステム管理が必要であるため	
132	2. 標準化の対象とすべきである	現行においても、地域生活支援事業の一部事業については国保連委託しており、標準化対象業務と同一のシステムで処理を行い、受給者証も同一としているため、標準化の対象とした方が事務効率等の面で望ましい。国保連のインターフェース仕様書は全国共通であり、地域生活支援事業であっても市町村ごとの差異があらわれなため、地域生活支援事業について国保連インターフェース仕様書に準ずるインターフェース(F11, F31, E75等)の項目管理、送受信機能をオプション機能(必須機能ではない)としてほしい。	その他	一部事業は標準化すべきである
133	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業は各自治体で制度の内容も申請書等の様式も異なり、各々が柔軟に対応をしているため、標準化は馴染みにくいと考える。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
134	1. 標準化の対象とすべきでない	ワーキングチームの検討資料からも、地域生活支援事業については、各市町村毎で実情が異なりすぎるため、標準化の対象とすべきでないと思います。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
135	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業においては、地域に合わせた柔軟な運用ができることがメリットであるため標準化の対象とすべきではない。一方で、標準化をすることで管理がしやすくなることも考えられる。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	一体的なシステム管理は必要である
136	2. 標準化の対象とすべきである	標準化の対象とすることは難しいと理解していますが、地域生活支援事業は障害福祉サービスと密接に関わる業務であり、多くの自治体が行っている業務であることから標準化の対象とするのが理想的であると思料いたします。また、標準化は難しいとしても、ファイル連携によるデータ連携ではなく一体的に同一システム内で運用する形を基本としていただきたいです。 現在お示し頂いている同一パッケージ内での連携を可能とする経過措置についても、当市はベンダーから標準化対象外業務は全て別建てのシステムとなる予定であるとの報告をうけており、現在ひとつのパッケージで行っている業務を別々で行うこととなるため、事務作業が現在より煩雑化すると予想されます。	一体的なシステム管理が必要であるため	
137	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業には地域性や特性を含み、自治体ごとで異なる部分が多いため、全てを標準化の対象にすべきと回答することは困難である。補装具や日常生活用具給付などは課題検討を行った上で、標準化の対象とすることは可能かと思われる。	その他	一部事業は標準化すべきである

〇令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
138	2. 標準化の対象とすべきである	・資料により自治体により大きな差異があることは十分に理解できたが、事務処理を行う現場としては、障害福祉サービス等と別々の事務作業となると事務の効率化が悪く標準化の対象とすることを望む。 ・標準化の対象となった場合は、不都合、不具合が生じた場合の相談窓口等があったら示してほしい。 ・標準化の対象としないのであれば、どのような対応をすれば良いのか国ではっきりと示してほしい。	その他	事務の効率化が見込めないため
139	1. 標準化の対象とすべきでない	業務フローや所得区分判定対象者が自治体ごとに違い標準化に馴染まないため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
140	1. 標準化の対象とすべきでない	標準化にあたっては、全国的に同基準で実施するものが該当するもので、地域生活支援事業はそぐわないという認識です。本市では同行援護事業所が少ないことから、視覚障がいを持つ方々の移動支援の利用が多く、制度的にも他の方に比べて、視覚障がいの方が使いやすいような規則になっております。ただし、国で、地域生活支援事業に地域格差が大きい等の理由で一定のルールを設ける改正を実施するということであれば、それを拒否するものではありません。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
141	2. 標準化の対象とすべきである	介護給付費等給付費や障害児通所と同様、総合支援法内の事業であるため、管理する項目が共通しているものが多い。同一のシステムとして運用する方が効率的と考える。	一体的なシステム管理が必要であるため	
142	1. 標準化の対象とすべきでない	「障害者福祉システム標準仕様書【第2.1版】の策定について(周知)」(令和5年3月31日付け障発0331第10号)において標準化の対象外としており、そのとおり進めてきたため。	その他	標準化対象外で進めているため
143	2. 標準化の対象とすべきである	障害福祉サービスと同時に申請することが多く、受給者証も同じ冊子で使っているため、障害福祉サービスと同様にした方が良い。	その他	障害福祉サービス等受給者証と一体であるため
144	1. 標準化の対象とすべきでない	標準化に係るシステム等の改修の費用確保が困難	その他	費用負担の影響があるため
145	2. 標準化の対象とすべきである	転入転出時の利便性を考慮すると標準化は必要であると考えます。	その他	全国で統一された事務となるため
146	2. 標準化の対象とすべきである	書式等の統一化、決定状況の把握が効率化できるのなら業務効率が上がるため。	その他	全国で統一された事務となるため
147	1. 標準化の対象とすべきでない	同一システムにて処理することは効率的であると思うが、今現在は標準化に伴うメリット・デメリットが明確化していないため、一気に標準化するのではなく、様子を見てからでも良いと思う為。	その他	その他
148	1. 標準化の対象とすべきでない	各自治体の制度の違いが多く、標準化は困難だと感じるため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
149	1. 標準化の対象とすべきでない	自治体により多種多様な事業を実施しており、標準化に馴染まないため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
150	2. 標準化の対象とすべきである	多くの自治体で実施している事業のため	全国的に実施する事業であるため	
151	1. 標準化の対象とすべきでない	制度自体が各市町村で異なるため標準化に含めることは難しいと考えているため	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
152	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業は自治体ごとに運用等に差異があるため、標準化の対象とするのは難しいため。標準準拠システムと独自施策システムとの連携機能を充実させ、それぞれのシステムで必要な情報を検索、表示、抽出できるようにする方向で進めてほしい。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	連携機能の強化は必要である

〇令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
153	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業は、各自治体の独自制度のため、相違が多い(自治体の政策上、機能要件の統一は要綱の見直し等が必須になる)。また、標準化に伴う制度改正に柔軟に対応できなくなる可能性が高い。さらに、当区においても事業項目によって担当部署が分かれているため、統一した運用の調整には時間を要する。各自治体が弾力的に運用しているもの(移動支援の上限時間数や日常生活用具の種目など)を、システム標準化でひとまとめにできるのか、できたとしても逆に使い勝手が悪くなるのではないかな等の疑義がある。標準化のメリットを現状見出し出せないため、標準化の対象とすべきでないと考えます。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
154	1. 標準化の対象とすべきでない	精神保健係では、進達管理のみのため必要ありません。(地域活動支援センターの運営は委託事業として実施)	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
155	1. 標準化の対象とすべきでない	自治体ごとに制度が異なり、標準化が難しいため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
156	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業実施の有無は各市区町村の判断に委ねられており、その実務上の運用についても市区町村の実情を踏まえて多岐に渡っているため、標準化対象とするべきではない。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
157	1. 標準化の対象とすべきでない	制度内容や運用が各市町村で異なっており、標準化に含めることは困難と考えるため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
158	1. 標準化の対象とすべきでない	地域支援事業すべてが標準準拠システムと一体に使用できるのであればそれが理想だが、現実的に困難なこと、また、地域支援事業のうちの「一部」が標準準拠システムを使用可能となった場合に資料にあった通り地域支援事業自体が二つのシステムに分かれることかかってデメリットになると考えるため。	その他	一体的なシステム管理は必要である
159	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業は自治体の裁量が多いとはいえ、法に基づく事務であることには変わらないため標準化の対象とすべき	その他	法律に規定された事務であるため
160	1. 標準化の対象とすべきでない	現時点では必要性をあまり感じないため。	その他	必要性を感じないため
161	1. 標準化の対象とすべきでない	標準化の対象とすべきでないと回答しましたが、システムが入っていないのでどちらとも言えません。	その他	Excel等管理であるため
162	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業と障害福祉サービスの事務処理が別になると、受給者証も別々になってしまう、支給決定を行う区役所の運用やサービス受給者の利便性に支障が生じてしまうため。 ※障害福祉サービスと地域生活支援事業の支給決定内容を一枚の受給者証へ記載し運用している	その他	障害福祉サービス等受給者証と一体であるため
163	2. 標準化の対象とすべきである	業務システムの入替等の際には、業務内容の見直しをした上で、システム開発や更新を進めるのが通常の手順と認識しているが、障害福祉システムの標準化では、スケジュールに間に合わせるために、障害福祉サービスのみを対象としたことは残念である。 資料03「地域生活支援事業の標準化の要否について」の中で、「システムの標準化を検討する最初のところで、各自治体の制度自体の考えも標準化すべきということがあったのではないかなと思われる」という有識者の意見もある。 標準化システムでは、現行制度に合わせたシステム設計とするために、地域生活支援事業等と連携するサブシステムが必要となっており、今後、システム改修が必要となった場合に、改修や確認作業の負担が大きくなる構成であることを危惧している。障害福祉サービスと地域生活支援事業の個別給付は一体的な事務処理をする必要があると考える。	その他	全国で統一された事務となるため
164	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業は、自治体で単価やコード等制度内容が異なるものであり、特に当県は独自システムとの連携を行っているため、標準化は難しいと思われる。しかし、当市のように介護給付費と地域生活支援事業を同一システム内で管理・連携している場合においても、標準化の影響が最小限になるように、標準化対象と対象外のものの連携規定やガバメントクラウドの利用条件等を柔軟にご検討いただきたい。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
165	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業は、標準化対象である他の障がい福祉サービスとの関連性が非常に強く、切り離して運用を行うことができない。 また、当該事業を標準化しなかった場合には、別システムで管理する必要があり、事務負担が増えることが想定される。 以上の理由から同一システムで管理する利点大きいことから、当該事業についても標準化すべきであると考えます。	一体的なシステム管理が必要であるため	
166	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業だけが標準化の対象外になってしまうとシステムが別になってしまうなど事務が煩雑になり、作業負担の増加やひいては事務処理のミスの原因になってしまうことが考えられるため、他の障がい福祉サービスと同じく標準化の対象にすることが望ましいと考えます。	一体的なシステム管理が必要であるため	

〇令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
167	1. 標準化の対象とすべきでない	自治体によって制度内容が違い、標準化にすることで制度の見直しが必要になり、現在と同様の制度実施が出来ない可能性があるため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
168	2. 標準化の対象とすべきである	標準化することにより市町村で統一のシステムを利用することができ、共同利用が可能となり、結果的に費用負担が軽減されることが見込まれるため。	その他	費用負担の影響があるため
169	1. 標準化の対象とすべきでない	03.地域生活支援事業の標準化の要否についてを確認し、標準化の対象とすべきではないと考えたため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
170	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業については、標準化対象の障がい福祉サービスと密接に連携するものであり、同一システムにて処理することが効率的であるため、地域生活支援事業(日中一時支援、移動支援、訪問入浴サービス、日常生活用具等)についても標準化対象としていただきたい。	一体的なシステム管理が必要であるため	
171	1. 標準化の対象とすべきでない	現在システムを使用していないため。	その他	Excel等管理であるため
172	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業については、資料No.3「地域生活支援事業の標準化の要否について」にも記載の通り、各自治体において運用方法や業務フロー等が異なり、帳票要件等多種多様となっているため、標準化には適さないと考えます。しかしながら、現状当市でも障害福祉サービスと同一のシステムで運用しているため、標準化後も新システム内で現状の作業が出来るよう検討を進めていただけると幸いです。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	一体的なシステム管理は必要である
173	1. 標準化の対象とすべきでない	制度自体が各市町村で異なるため標準化に含めることは難しいと認識している。しかし、障害福祉サービスと地域生活支援事業を別々に事務処理するのは、事務作業的にも支障があるため、同一システムでの作業が可能な環境づくりを引き続き検討をいただきたい。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	一体的なシステム管理は必要である
174	2. 標準化の対象とすべきである	様式が統一化されることによって、利用者の転入出があった場合に手続きの要領を理解した上で対応いただけるため。また、取り扱い事務に疑義が生じた際に他市長村間で情報連携しやすく、様式自体も意見を集約して作成できれば、より完成度が高まると考えられるため。	その他	全国で統一された事務となるため
175	1. 標準化の対象とすべきでない	多様な選択肢を残すため	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
176	2. 標準化の対象とすべきである	・対象要件の確認やサービスの組合せ・管理が分散され事務が煩雑になるため ・同一システムの場合だと、対象者のサービス利用状況を総合的に把握できるため ・移動支援・日中一時支援は障害福祉サービスと一体的に運用(更新の勧奨通知、支給決定)しているため同一システムの方が効率的なため	一体的なシステム管理が必要であるため	
177	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業においては、各市町村で支援内容が異なることにより、転出入や近隣市町村格差によるトラブルの原因となるため、国の統一した方針の下、標準化対象として対応していただきたい。	その他	全国で統一された事務となるため
178	2. 標準化の対象とすべきである	エクセル管理の場合、今後制度の利用を推進するに当たって業務の負担も大きくなる。各自治体の制度の違いから調整に困難はあるものの、今後、障害者福祉システムとして一体的な管理が良いと思われる。	一体的なシステム管理が必要であるため	
179	1. 標準化の対象とすべきでない	現状、各事業の申請者(利用者)が少数でありExcelでの管理が可能のため。日常生活用具給付についてはMCWELシステムで管理業務を行っている。今後、申請者(利用者)が50人や100人等一定数に増えたタイミングで検討したい。	その他	Excel等管理であるため
180	2. 標準化の対象とすべきである	日常生活用具の帳票の種類についてはすり合わせればよいと思うし、支給対象者要件等の違いは標準化対応の事業と同範囲内のことであり、申請書等は運用方法により対応可能と考える。所得区分についても補装具費がベースではと想定されるが、標準化は難しいのだろうか。可能であれば標準化を希望する。 一方で、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、訪問入浴サービス、日中一時支援の4事業については市町村により運用が異なるため、標準化には馴染まないと考える。	その他	一部事業は標準化すべきである
181	1. 標準化の対象とすべきでない	各市町村毎に状況が大きく異なっていると予想されるため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	

〇令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
182	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業もシステム管理しており、障害福祉サービスと一体的に標準化しなければ利便性が低下すると思われる。	一体的なシステム管理が必要であるため	
183	2. 標準化の対象とすべきである	対象者の給付歴は、確認できるようにしておく必要があるため。	その他	事務の効率化が期待できるため
184	1. 標準化の対象とすべきでない	制度上、システムのカスタマイズが必須になると思われるが、標準化ではカスタマイズができないため、制度の柔軟性が損なわれる。ただ、障害福祉サービスと一緒に給付管理している事業もあるため(補装具と日常生活用具)、障害者福祉システムと連携ができる運用にしていきたい。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	一体的なシステム管理は必要である
185	2. 標準化の対象とすべきである	自治体としては現状が網羅的に標準化されることが望ましいが、先般の議論のとおり、地域生活支援事業については自治体それぞれの独自色が強く、そのすべてを標準化することはシステム標準化の趣旨とは馴染まないものである。一方、日常生活用具・移動支援・日中一時支援・地域活動支援センターといった事業については、その障害者が当該事業の利用について自治体の支給決定を経た対象者であるか否かについて管理が必須であり、決定日などの支給決定情報は自治体を問わず共通項である。また、支給決定に際し参照する、住民票情報や税情報の取得・連携などは標準化対象である障害福祉サービス等の機能要件に含まれており、地域生活支援事業のみでの活用には限らないため、標準化する際にも要件の流用が可能である。更に、前段で例示した事業については、独自色の強い支給決定内容そのものではなく、「決定内容」「支給期間」「利用者負担額」といった枠組みは全国共通であると考えられるため、各自治体が用意する事業項目を取り込むフォーマットを準備することはデータレイアウトの標準化という観点と目的が合致する。そのほか、数多くの自治体で給付費のシステム管理を行っていることと推測されるが、それらについてもシステム外管理となった場合、事業補助金の過大請求といった事案が増加する可能性も否定できない。そのため、給付管理についてもシステム内管理が妥当である。以上の理由から、地域生活支援事業は標準化の対象とすべきである。	その他	一部事業は標準化すべきである
186	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業は、自治体ごとに運用や対象者等が大きく異なっているため、標準化で要件や様式等を統一されてしまうと本市の実情からかけ離れた運用に変更せざるを得なくなる可能性がある。加えて、標準化のための意見集約・反映をすることになった場合、この多様さゆえに国・自治体・ベンダイズれにとっても標準化に向けた作業負担が過重になると思われるので、地域生活支援事業を標準化の対象とすべきでないとする。一方で、本市は現在、標準化対象業務と標準化対象「外」の業務(地域生活支援事業の一部や重度医療)を同一システムで運用しており、標準化対象「外」の業務を標準化対象業務のシステムから分割しなければならなくなった場合の不都合は生じる(障害福祉サービスの受給者証出力が一括でできなくなる等)。そのため本市としては、標準化対象業務と対象外の業務を同一システムで一体的に運用できることを望む。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	一体的なシステム管理は必要である
187	1. 標準化の対象とすべきでない	標準化することが好ましいが、各市町において事業内容に違いがあるため、対応が困難ではと考える。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
188	2. 標準化の対象とすべきである	標準化すべき部分とそうでない部分が出てくると思うが、それらを踏まえうえて設計するのが望ましい。	その他	その他
189	1. 標準化の対象とすべきでない	市独自の様式を使用しているため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
190	1. 標準化の対象とすべきでない	地域の実情に合わせて柔軟に対応可能とするため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
191	2. 標準化の対象とすべきである	全国的に多く共通している事業については、他の制度と同様に標準化の方が良いと考える。	全国的に実施する事業であるため	
192	2. 標準化の対象とすべきである	他の事業の標準化に合わせて対象としてもいいのではと思う。	その他	標準化事務と統一し、事務を効率化すべきである
193	1. 標準化の対象とすべきでない	それぞれの実情に合わせた制度設計がされており、標準化することによる弊害が計り知れない。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
194	2. 標準化の対象とすべきである	受給者証の様式等、統一した方がよいと感じる。	その他	全国で統一された事務となるため
195	1. 標準化の対象とすべきでない	現行維持	その他	現状で問題ないため

〇令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
196	2. 標準化の対象とすべきである	標準化することでどこも同様であることが示せるため	その他	全国で統一された事務となるため
197	2. 標準化の対象とすべきである	障害福祉システムの標準化と統一することにより、業務が円滑に進められると考えるため。	その他	標準化事務と統一し、事務を効率化すべきである
198	2. 標準化の対象とすべきである	標準化に該当する事務であるため	その他	法律に規定された事務であるため
199	1. 標準化の対象とすべきでない	追加で要綱や様式等を見直す事務が必要となるため。 また、任意事業など全市町村が一律の事業を実施していないため、標準化の趣旨と合わないと考えます。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
200	2. 標準化の対象とすべきである	個々で管理するよりは、同一システムにて処理するほうが効率的である。 市のエクセル管理だけでは、不安要素の一因である。	一体的なシステム管理が必要であるため	
201	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業は各自自治体独自のやり方で実施しているため、標準化に適さないことは理解できます。それを踏まえ「障害福祉サービスと連携しながら事務処理を進めている部分があるため、同一システム内で作業できる」という意見が資料の中に多数ありましたが、その意見に賛同します。とはいえ、「同一システム内で作業できる」メリットがどの程度なのか想像できません。例えば日常生活用具事務について、今まで通り所得判定や世帯判定、マイナンバーによる他市税情報の収集ができる環境を望みます。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	一体的なシステム管理は必要である
202	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業は、各市町村において決定を行っている事業であり、画一的なものではないと考えるため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
203	1. 標準化の対象とすべきでない	システムの改修費用がかかるため	その他	費用負担の影響があるため
204	1. 標準化の対象とすべきでない	各自自治体が地域の実情に応じて創意工夫して実施していくためには、標準化・共通化の対象とせず、柔軟に対応できるようにすべきである。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
205	1. 標準化の対象とすべきでない	現状エクセル等での管理を行っており、標準化されたシステムを活用する必要がないため。	その他	Excel等管理であるため
206	1. 標準化の対象とすべきでない	・システムの標準化によりランニングコスト等が増加し市町村の負担が増えるため。 ・地域生活支援事業の一部事業ではベンダーシステムを導入していないため。	その他	費用負担の影響があるため
207	1. 標準化の対象とすべきでない	各区市町村にて対応や要綱等を定めているため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
208	1. 標準化の対象とすべきでない	自治体ごとの柔軟な対応が可能である点が地域生活支援事業の特性であり、標準化により様々な障害が発生する可能性があるのではないかとと思われる。 長期的に協議対象とすることはともかく、現時点ですでに標準化対象外の認識によりベンダーとの契約作業が進んでいるため、混乱を招く。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	標準化対象外で進めているため
209	2. 標準化の対象とすべきである	特に日常生活用具給付等事業における支給履歴は更生指導台帳に記載されるものであり、標準化の対象としていただきたい。	その他	一部事業は標準化すべきである
210	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業を標準化の対象としない場合、障害者総合支援法にかかるサービスと児童福祉法にかかるサービスとの連携ができなくなり、高額障害福祉サービス費に関係する業務において支障が出る考えられるため。	一体的なシステム管理が必要であるため	
211	2. 標準化の対象とすべきである	標準化にすることで、福祉サービスとの支給量や実績について重複や不正請求を見つけやすくなるため。	一体的なシステム管理が必要であるため	
212	1. 標準化の対象とすべきでない	地域によって地域生活支援事業の内容にばらつきがあることはよくないと思う。よって、国が主導し標準化することが望ましい。	その他	全国で統一された事務となるため
213	2. 標準化の対象とすべきである	・ほとんどの自治体で実施する事務を対象外とする合理性がない。 ・同一システムのパッケージで運用しているが、経過措置後にシステムを分割することで経済的不効率となる。	全国的に実施する事業であるため	一体的なシステム管理は必要である

〇令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
214	2. 標準化の対象とすべきである	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条に基づく業務のため	その他	法律に規定された事務であるため
215	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業のうち標準化対象となる事業は、ほとんどの自治体で実施している事業である。そのため、実装すべき内容にほとんど自治体差がないと考えられるため、標準化の対象とすべきと考えます。	全国的に実施する事業であるため	
216	2. 標準化の対象とすべきである	自治体ごとに異なると混乱のもととなるため	その他	全国で統一された事務となるため
217	2. 標準化の対象とすべきである	同一システムで処理できると効果的であり、地域生活支援事業について国保連とデータ連携ができるとよい。しかし、地域生活支援事業は自治体ごとに事業の形態が異なるため、標準化の対象とすることは難しいことも理解している。	一体的なシステム管理が必要であるため	
218	1. 標準化の対象とすべきでない	添付資料のワーキングチーム・ベンダ分科会における検討結果に記載のとおり、現状の各自治体の制度の違いから標準化すべきでないと考えます。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
219	1. 標準化の対象とすべきでない	効率化や費用対効果が見込めない	その他	事務の効率化が見込めないため
220	1. 標準化の対象とすべきでない	市町で対象者要件や運用方法等が異なるため、標準化に馴染まないと考える。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
221	2. 標準化の対象とすべきである	同時福祉サービスと併給している利用者が多い為、検討いただきたい。	一体的なシステム管理が必要であるため	
222	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業については、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施するものであるが、全国で実施している事業であるため、標準化システムの対象と考えられるため。また、日中一時支援や移動支援については、対象者の障害福祉サービスの情報も確認しながら支給決定を行っており、日常生活用具給付については、障害者手帳の情報を反映し、給付決定を行っているため、標準化の対象となることで事務処理ミスを防ぐことができ、効率的になると考えるため。	全国的に実施する事業であるため	
223	2. 標準化の対象とすべきである	同一システム内での事務処理(入力、発行作業)が望ましいため。標準化の範囲外となった際も事務が煩雑にならぬよう、標準化システムと独自システムの連携を検討いただきたい。	一体的なシステム管理が必要であるため	
224	2. 標準化の対象とすべきである	現在とあるベンダのシステムを利用しているが、日中一時支援、移動支援、日常生活用具で管理しており今後継続的に必要な為。	その他	一部事業は標準化すべきである
225	2. 標準化の対象とすべきである	現行のシステムをサブシステムとして継続する必要があり、そのために費用が掛かるため	その他	費用負担の影響があるため
226	1. 標準化の対象とすべきでない	事業を実施していても、各自治体によってその内容に多くの違いがあることから、地域生活支援事業を標準化対象業務にすることが現実的ではないと感じているため、標準化の対象にしないという意見に賛同する。 ただし、本市では、地域生活支援事業と障害福祉サービスは、同一パッケージシステムで移行する予定であり、以下の理由より、経過措置後も引き続き、同一システム内の「標準準拠アプリ」と「標準準拠アプリ以外のアプリ」の連携を、疎結合を前提条件として認めていただきたい。 また、地域生活支援事業に限らず、福祉医療等の標準準拠対象外の事業についても、同様に認めていただきたい。 <理由> ・両事業は、密接に連携するものであり、同一システムで事務処理ができる方が利便性が良く効率的である。また、データベースも一体的に保守・管理する方が効率的である。 ・経過措置後にシステムを分離LAPI連携する場合、システム開発費やデータ移行費、データベースの二重管理等が生じ、経済的にも運用的にも効率が悪い。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	一体的なシステム管理は必要である
227	1. 標準化の対象とすべきでない	制度自体が各市町で異なるため標準化に含めることは難しいと理解している。一方で障害福祉サービスと連携しながら事務処理を進めるといった部分はあるため、同一システム内で作業できる環境を整えていただきたい。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	一体的なシステム管理は必要である

〇令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
228	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業には市町村事業といえども実施することを必須とされている事業もあるため、標準化の対象とすべきであると考えますが、障がい福祉システムと一体的に地域生活支援事業についても操作を行えるのであれば、標準化の対象としなくても問題ない。ただ標準化の対象とならない場合は、連携機能は必須としていただきたい。	一体的なシステム管理が必要であるため	
229	1. 標準化の対象とすべきでない	支給要件、支給内容が各自治体ごとに異なるため標準化になじまないから。 対象とすべきでない理由ではありませんが、標準化の対象要否を検討した際の意見を下記に記させていただきます。 ・数が多く規模も大きい地域生活事業が標準準拠システムと別システムになると、事務効率の悪化やシステムのコスト増加が懸念される。同一システムで事務が行えるように、標準準拠システムに対応したパッケージ製品に地域生活事業機能を搭載するように、国からシステム事業者に要望して頂きたい。 ・標準化対象とする前段として、地域生活支援事業のうち少なくとも必須事業については、全国統一の国制度とすることの検討や標準仕様書内容の検討を進めて頂きたい(例えば、統一できない支給要件、支給内容については、標準オプション機能で各自治体の制度を反映できるようにする等)。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	一体的なシステム管理は必要である
230	1. 標準化の対象とすべきでない	市町村により支給決定内容に差があるため、今すぐの標準化対応は難しいと考える。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
231	1. 標準化の対象とすべきでない	現行のシステムでは、障がい福祉サービスと地域生活支援事業を同一システムで運用していることもあり、地域生活支援事業も標準化の範囲内に含めてほしいと考えていたところであるが、今回の意見照会資料から、標準化に含めるのは難しいと理解した。 一方で、障がい福祉サービスと地域生活支援事業を別々のシステムで運用管理をするのは、システムの開発・維持・管理の負担だけでなく、職員の事務作業的にも支障があるため、地域生活支援事業と障がい福祉サービスを一体的にシステム提供する場合は、システム内の独自の連携も可能となるような規定や現在認められている経過措置を継続できるような規定を整備されたい。 併せて、障がい福祉サービスと地域生活支援事業を一体的に運用している場合は、申請書や通知、受給者証等の帳票要件においても、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう検討いただきたい。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	一体的なシステム管理は必要である
232	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業については、市町村必須事業の項目があり、移動支援や日常生活用具については多くの自治体が実施しているものであるから。	全国的に実施する事業であるため	
233	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業は各自治体で要綱を作成しているため、標準化すべきではない。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
234	1. 標準化の対象とすべきでない	資料の通り様式や所得要件、運用方法等自治体にとって多種多様であることから、標準化の趣旨にそぐわないと考えるため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
235	1. 標準化の対象とすべきでない	制度自体が各市町村で異なるため標準化に含めることは難しい	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
236	1. 標準化の対象とすべきでない	「地域生活支援事業の標準化の要否について」の資料掲載意見と同様に、自治体によりそれぞれ大きな違いがあり、標準化に馴染みにくいことがわかったが、自治体としては各事業の事務を進める上で、使いやすいシステムを利用できるようにしてほしい。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	一体的なシステム管理は必要である
237	2. 標準化の対象とすべきである	どの市町村でも実施している事業なので、同一の様式での取扱いの方が効率がよいと考える。	全国的に実施する事業であるため	
238	2. 標準化の対象とすべきである	各自治体ごとに事業内容が異なるため、標準化に沿わないことは理解するが、地域生活支援事業など障害福祉サービスと連携しながら事務処理を行うため、システムだけでも一体的に運用できるようにしてほしい。	一体的なシステム管理が必要であるため	
239	1. 標準化の対象とすべきでない	〇「標準化対象となると、申請書や受給者証等は1種類を規定する」とある。現在本市では地域生活支援事業(日常生活用具給付事業以外)の申請書や通知書は共通のものを利用しており、地域生活支援事業の一部のみが標準化対象となると、利用者側の混乱を招く。 〇また、移動支援事業には施設等利用型や大学修学支援型など独自の運用もあるほか、利用者負担の設定も変わってくるため、事業そのものの運用も変更しなければならなくなる。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
240	1. 標準化の対象とすべきでない	市町村により対応が異なるため	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
241	1. 標準化の対象とすべきでない	自治体ごとに差が多い部分であり、標準化の対象とするのは困難であると考えられるため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	

〇令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
242	1. 標準化の対象とすべきでない	標準化の必要性(費用対効果)を感じないから。	その他	必要性を感じないため
243	2. 標準化の対象とすべきである	町独自で支給決定状況等を管理する環境を用意することは負担が大きいから。	その他	事務の効率化が期待できるため
244	2. 標準化の対象とすべきである	移動支援、日中一時支援等のサービス利用者が多いから。	その他	一部事業は標準化すべきである
245	1. 標準化の対象とすべきでない	市町村で基準等が違うため	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
246	2. 標準化の対象とすべきである	システム未導入なので、仮にシステムを導入する場合に金額や使い勝手が有利と考えるため。	その他	費用負担の影響があるため
247	2. 標準化の対象とすべきである	障害福祉サービス等と地域生活支援事業に係るサービスを現在同一のシステムで運用しているものの、利用者負担額のチェック等は手作業で行っていることから、非効率な部分が多く見られる。 地域生活支援事業に係る機能を標準化することで現行の運用レベルを落とさずに事務手続の簡素化や障害福祉サービス等との連携が可能になり手作業の事務が軽減されるのであれば、地域生活支援事業を標準化の対象とすべきと考える。	その他	事務の効率化が期待できるため
248	2. 標準化の対象とすべきである	障害福祉サービス事業との関連性から、同じシステムで管理することで利便性が上がると考えられるため。	一体的なシステム管理が必要であるため	
249	2. 標準化の対象とすべきである	国、県の補助金を受けて実施する事業であり、国や県から依頼がある調査関係の提出作業が、今後スムーズに行う事ができればと思います。また別システムで対応すると、事務が煩雑になる	その他	一体的なシステム管理は必要である
250	2. 標準化の対象とすべきである	今後の変更等の対応が容易になるため	その他	事務の効率化が期待できるため
251	1. 標準化の対象とすべきでない	自治体によって対応がバラバラで難しいのではと思います。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
252	2. 標準化の対象とすべきである	対象者がどのようなサービスを利用しているかを一体的に管理した方が、対象者がおかれている状況、相談にいたる背景を理解しやすく、より適切な生活支援策を提案できるため。障害福祉サービスと一体的に支給決定している事業が大多数であり、住基、税、手帳、メモなどといった情報を連動させている内容が多く、障害福祉サービスの利用状況に応じて支給可否も異なるため、同一システムで事務処理できないと煩雑になる。	一体的なシステム管理が必要であるため	
253	1. 標準化の対象とすべきでない	各自治体で業務フローが異なる部分が多いと思うため	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
254	2. 標準化の対象とすべきである	各自治体において実施事業や制度が大きく異なるため、標準化に向けたハードルが高いことは理解している。しかしながら当市にて利用している現行システムは、標準化実装業務と地域生活支援事業、双方とも実装されていることから、標準化後にシステムが分割されることとなる。よって管理におけるコスト増、連携やシステム利用時の操作方法等が複雑となるため、地域生活支援事業も標準化対象としていただきたい。	一体的なシステム管理が必要であるため	
255	2. 標準化の対象とすべきである	標準化対象の業務と密接に連携するものであり、同一システムで処理するほうが効率的であること。また、事業ごとに個別にシステムを管理することは不経済であるため。	一体的なシステム管理が必要であるため	
256	1. 標準化の対象とすべきでない	開発元において、日常生活用具等の地域生活支援事業は、標準化対象外として開発をすすめており、標準化対象となった場合は、開発スケジュールに多大な影響を及ぼすため。	その他	標準化対象外で進めているため
257	1. 標準化の対象とすべきでない	自治体ごとに制度概要が大きく異なり、標準化することが困難であるため ただ、障害福祉サービス受給者と地域生活支援事業の受給者が一つのシステムで連携できている状況を望みたいのでそれが入力できる予備項目を設けてほしい。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	一体的なシステム管理は必要である
258	1. 標準化の対象とすべきでない	・各自治体によって、制度が異なる ・障害福祉サービスと分けて管理しているため、標準化にする利点が分からない	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	

〇令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
259	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業は市町村等が実施主体となっているため	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
260	1. 標準化の対象とすべきでない	当市で使用しているシステム内では地域生活支援事業を取り扱っていないため。	その他	Excel等管理であるため
261	1. 標準化の対象とすべきでない	各自治体で基準等が異なるため	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
262	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業は各地域により一律の内容ではないため申請書等を標準化により統一することは難しいと考えるため。事業を標準化にすることにより対象とならない事業が出てくることも考えられるため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
263	1. 標準化の対象とすべきでない	個別検討WTによる検討のとおり、市町村における施策の多様性を勘案すると、標準化すべきでないと考える。ただし、障害福祉システムの標準化を行うことに併せて、地域生活支援事業を管理するシステムの改修が必要になるため、改修に係る費用の財源については、標準化に対応する部分だけではなく、地域生活支援事業に係る部分についても措置していただきたい。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
264	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業については、多くの事業があるため、一部の事業のみを標準化対象とするのであれば、結局は別システムが必要となってくるため。ただし、地域生活支援事業と障害福祉サービス等は密接な関連があるため、システム間の連携ができるようにしていただきたい。	その他	独自システムが残るため
265	1. 標準化の対象とすべきでない	他サービス同様に標準化に入れて情報連携した方が、情報の把握がしやすく、負担額計算時の間違いも減ると考えられる。また、標準化と標準化外のサービスに分けてしまうと2つのシステムを操作することになるので手間がかかる。	その他	一体的なシステム管理は必要である
266	1. 標準化の対象とすべきでない	1.地域活動支援センター機能強化事業のデータ提供を管理する現場の労力が過剰にかかる懸念(送迎・出席表類の集計など)があるのではないかと考えます。 2.日中一時・移動支援はサービスとは異なる受給者証を発行しているため、標準化対象とすべきではないと考えます。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
267	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業は、必須事業、任意事業に分かれるが、全国的にも同様に行っていると思われるため、本来、標準化の対象であっても差し支えなかったと考えるが、現時点では、パッケージ開発元がすでに標準化対象外として開発をすすめており、第4.1版で標準化対象となった場合は、開発スケジュールに多大な影響を及ぼすため、標準化の時期が大幅に遅くなるのが懸念される。	その他	標準化対象外で進めているため
268	1. 標準化の対象とすべきでない	自治体により実施が異なる為。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
269	1. 標準化の対象とすべきでない	標準準拠システムと一体的なシステム利用が前提。システムが分離されることで住民・職員の負担が増えないようにすべき。	その他	一体的なシステム管理は必要である
270	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業以外にも独自手当や交通費助成等の独自事業があるため。	その他	独自システムが残るため
271	1. 標準化の対象とすべきでない	障害者福祉システム開発元において、日常生活用具等の地域生活支援事業は、標準化対象外として開発をすすめており、第4.1版で標準化対象となった場合は、開発スケジュール等に多大な影響を及ぼすため。	その他	標準化対象外で進めているため
272	1. 標準化の対象とすべきでない	開発元において、日常生活用具等の地域生活支援事業は、標準化対象外として開発をすすめており、第4.1版で標準化対象となった場合は、開発スケジュールに多大な影響を及ぼすことになるため。	その他	標準化対象外で進めているため
273	1. 標準化の対象とすべきでない	現時点では必要性を感じていない。	その他	必要性を感じないため
274	2. 標準化の対象とすべきである	独自施策システムと分かると非効率・不経済であると考えられるため。	一体的なシステム管理が必要であるため	

〇令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
275	1. 標準化の対象とすべきでない	各自治体で実施している事業であることから制度や要件の違いもあり、標準化の対象とすべきではない。また、現行のベンダが構築しているシステムのサービスではなく、ベンダが対応できるのか不明であり、対応できなければ障害福祉システムとは別のベンダを考慮しなければならない問題も出てくる。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
276	1. 標準化の対象とすべきでない	日中一時支援や移動支援、訪問入浴サービスについて、支給要件や自己負担等、各市町村毎の差異が大きいため、標準化にはなじまないと考えます。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
277	1. 標準化の対象とすべきでない	システムにおいて取り扱っている地域生活支援事業は、日常生活用具、日中一時支援、移動支援、訪問入浴、地域活動支援センターからなるが、いずれも本市と他市とで制度が違うところがあり、標準化になじまないため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
278	2. 標準化の対象とすべきである	台帳管理や請求事務等事務の効率化を図るため	その他	事務の効率化が期待できるため
279	1. 標準化の対象とすべきでない	サンプル自治体の5自治体だけでも支給対象者や居住地に関する要件、帳票要件などを見ると大きな差異が見られる。これらを統一して標準化することは困難と考える。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
280	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業は自治体ごとに多くの違いがあるため、標準化は難しいと考える。よって、標準化の対象とするべきではない。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
281	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業は各地域の実情により、状況が大きく変わってくるものだと思うので、標準化するのは難しいと考える。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
282	2. 標準化の対象とすべきである	圏域内で統一された手続き様式だが、全国的に統一されている方が手続きの内容等に関して統一されると感じているため。	その他	全国で統一された事務となるため
283	2. 標準化の対象とすべきである	標準化に要する経費は、人口による上限等を設けず全額補助されることを要望します。	その他	費用負担の影響があるため
284	2. 標準化の対象とすべきである	障がい福祉サービスと連携する部分があるため、同一システムで処理することが効率的である。	一体的なシステム管理が必要であるため	
285	2. 標準化の対象とすべきである	標準化している方が明確でわかりやすいため	その他	その他
286	1. 標準化の対象とすべきでない	現時点では地域生活支援事業の標準化するにあたり時間的余裕がないと思われる。	その他	その他
287	2. 標準化の対象とすべきである	同一のシステム管理することで事務の効率化を図れるため	一体的なシステム管理が必要であるため	
288	1. 標準化の対象とすべきでない	申請書等の様式や管理項目など様々な影響が懸念される。住民に向けた説明の通知や対応も必要となること、また、地域の実情に応じた住民サービス向上のために創意工夫して実施することが困難になるのではないか。上記記載内容に影響等無く、実施が可能であれば標準化の対象にしてもよいと思われる。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
289	2. 標準化の対象とすべきである	管理しやすいため	その他	事務の効率化が期待できるため
290	2. 標準化の対象とすべきである	業務効率化が見込めるため。	その他	事務の効率化が期待できるため
291	2. 標準化の対象とすべきである	標準化により統一化でき、システムの更新にも対応しやすくなるため	その他	全国で統一された事務となるため
292	1. 標準化の対象とすべきでない	地域の実情によって内容等に相違があるためと考えるため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
293	1. 標準化の対象とすべきでない	現状、市町により規定に違いがあるため、標準化は困難と考えます。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	

〇令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
294	2. 標準化の対象とすべきである	実施要綱上必須とされている事業もあり、実質全国的に実施しなければならない事業のため	全国的に実施する事業であるため	
295	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業の一部の事業を標準化対象としても、他の独自事業は独自施策システムとなるうえ、地域の実情に合った条例や規則の制定・改正に伴うシステム機能に柔軟に対応できなくなるため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	独自システムが残るため
296	1. 標準化の対象とすべきでない	各市町村で様式や利用者負担が違うことにより、標準化に対応できない可能性があるため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
297	2. 標準化の対象とすべきである	システムの作成から運用保守等をベンダと確認していくうえで、他の障害者福祉業務同様に国の定める標準仕様が存在すれば、システム機能の追加漏れ等が少なくなることが予想されるため。	その他	事務の効率化が期待できるため
298	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業は手帳や福祉サービス等標準化対象の事業と連携しており、別のシステムで管理すると事務が煩雑になるため。	一体的なシステム管理が必要であるため	
299	2. 標準化の対象とすべきである	同一システムが効率的であるため	一体的なシステム管理が必要であるため	
300	1. 標準化の対象とすべきでない	市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することが求められるため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
301	2. 標準化の対象とすべきである	特に意見はないですが、他の自治体が必要であるならすべきだと思ったからです。	その他	その他
302	2. 標準化の対象とすべきである	現在のシステムにも入っているため標準化の対象とすべきと回答しましたが、本町は対象者が少ないため、対象とならない場合でも支障はないものと考えます。	その他	その他
303	1. 標準化の対象とすべきでない	現状で満足している	その他	現状で問題ないため
304	1. 標準化の対象とすべきでない	自治体の事業運用においては標準化対象とし、すでに標準化対象事業とされている事業と一体的に標準準拠システムにて管理されることが理想とは考えます。しかしながら、日常生活用具以外の事業については、自治体間における事業運用差異が大きいため、標準化対象業務とすることは現実的ではないと考えます。 これらを踏まえ『標準化の対象とすべきではない』と回答しますが、自治体における円滑な事業運用(事務効率化)を確保するためにも、疎結合による標準準拠システムと独自施策システムの一体的なシステム運用を可能とする 0220045～0220056のような機能要件の充実にについては、引き続き検討していただくようお願いいたします。 また、同一のパッケージとして、標準準拠システムと独自施策システムを事業者が提供している場合の連携については、経過措置としての「当分の間」可能とされていますが、今後も柔軟に対応いただきたいと要望いたします。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	連携機能の強化は必要である
305	1. 標準化の対象とすべきでない	申請等の対象者は住民と事業者であり、事業者は障害福祉サービスの指定事業者ではなく自治体ごとの登録事業者等さまざまなため標準化したほうが煩雑になる。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
306	2. 標準化の対象とすべきである	地域生活支援事業の内、移動支援と日常生活用具給付は必須事業とされているにも関わらず、標準化対象外ということは何故なのか。また日中一時支援は任意事業ではあるが、ほぼ移動支援と共通する事務であり、事務の効率化の観点から対象にすべきであると考え。これらの業務は標準化対象外としても、システムとしては導入せざるを得ず、単に地方自治体の負担を増やし、事務効率を下げる要因となっている。	全国的に実施する事業であるため	
307	2. 標準化の対象とすべきである	現行が対象でないためオンプレミスでの利用となり、クラウド利用となる障がい福祉サービスとの連携に支障をきたすことが予想されているため。	その他	独自システムが残るため
308	2. 標準化の対象とすべきである	各市町村で独自のシステムを構築する必要があり、それがうまく軌道に乗れば良いが、スムーズな支給決定ができない可能性があるため、効率が悪いと思われる。	その他	独自システムが残るため
309	2. 標準化の対象とすべきである	現行、障害福祉システムと同一システムにて管理しているため。	一体的なシステム管理が必要であるため	

〇令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
310	2. 標準化の対象とすべきである	標準化するのが理想ですが、そもそも本事業は地域の特色に合わせて独自に実施する事業であるため統一するのは難しいと思われます。よって、別システムでもしっかりと連携ができ、業務に支障または混乱が生じないような方策を検討いただきたいです。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
311	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業は利用者が少なくエクセル管理で管理できるため、標準化をする必要はない。	その他	Excel等管理であるため
312	2. 標準化の対象とすべきである	毎月、地域生活支援事業の異動情報も国保連へデータ伝送しているため、同一機関、同一システムで処理を行うことが望ましい。	一体的なシステム管理が必要であるため	
313	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業については各自治体で実施している事業や基準等に差異があり、標準化することが難しいのではないかと考えるため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
314	2. 標準化の対象とすべきである	標準化対象の障がい福祉サービスと密接に連携するものであり、同一システムにて処理することが効率的であると考えられるため。	一体的なシステム管理が必要であるため	
315	2. 標準化の対象とすべきである	事業内容についてほぼすべての市町村で実施している内容であると思うため	全国的に実施する事業であるため	
316	2. 標準化の対象とすべきである	事務効率化のため	その他	事務の効率化が期待できるため
317	2. 標準化の対象とすべきである	標準化対象業務と密接に連携した運用がなされており、別システムで管理するのは非効率的・非経済的であるため。	一体的なシステム管理が必要であるため	
318	1. 標準化の対象とすべきでない	市町村によりサービス内容等異なっていること、また任意事業等により内容も多岐に渡っているためすべてを一括管理することはできないことから標準化の対象とするのは困難ではないかと考える。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
319	1. 標準化の対象とすべきでない	事業実施の要件(利用者負担や対象者要件等)に、自治体ごとに大きな差異があるため、標準化には適していないと考える。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
320	1. 標準化の対象とすべきでない	市単体では管理していないため	その他	その他
321	1. 標準化の対象とすべきでない	自治体によっては事業利用者数が少なく、標準化しても効果が無いと思われる。	その他	事務の効率化が見込めないため
322	2. 標準化の対象とすべきである	職員が構築したデータベースと基幹システムで、データを二重管理している状態を解消したいため。標準化対象業務と非対象業務で、使用するシステムやパソコンを変えることは、煩雑であるため。	一体的なシステム管理が必要であるため	
323	2. 標準化の対象とすべきである	同一システムで処理したほうが効率的であるため。	一体的なシステム管理が必要であるため	
324	2. 標準化の対象とすべきである	日常生活用具については、実施していない市町村の方が少ない。	その他	一部事業は標準化すべきである
325	1. 標準化の対象とすべきでない	地域の特性やニーズに応じて、各市町村が独自の取り組みを行っているため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
326	2. 標準化の対象とすべきである	本市においては日常生活用具の台帳管理についてシステムで管理しており、標準化対象外となると新たなシステムを作り管理が必要となるため標準化対象とするよう求めます。 なお、地域生活支援事業は自治体によって各事業の制度内容や上限額等が異なり、住民にとってどこに住んでいても同じサービスを受けることができず公平性がない事業となっているため全国的に統一した制度にすべきものと考えます。	その他	一部事業は標準化すべきである
327	1. 標準化の対象とすべきでない	地域の実情に合った支援ができる。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
328	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業については、将来的には標準化すべきと考えますが、各自自治体での運用に差異(例:日常生活用具等も各自自治体で対象・上限・利用者負担・取扱い)がある現状で、早急なシステム・帳票面だけの標準化を進めても、各自自治体の実務に混乱をきたすと考えます。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
329	2. 標準化の対象とすべきである	地域の実情に応じて異なる部分はあるが、標準化できるものがあるのであれば標準化した方がよい。	その他	その他

〇令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
330	2. 標準化の対象とすべきである	現在、「地域生活支援事業」の中にある多岐にわたる業務を、それぞれの業務ごとにエクセルで管理しており、データの分析や抽出、決定通知の作成等にかなり時間を費やしているため。	その他	事務の効率化が期待できるため
331	2. 標準化の対象とすべきである	標準化対象とすることで各保険者の帳票や業務手順の統一が図れるため	その他	全国で統一された事務となるため
332	2. 標準化の対象とすべきである	標準化していた方が今後の為にもなると思うから。	その他	その他
333	2. 標準化の対象とすべきである	事業内容に多少の差異はあるものの、ほとんどの自治体で実施している事業であるため、標準化対象となるのが望ましいと考える。	全国的に実施する事業であるため	
334	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業のサービスメニューは、全国的に差異は少ないかもしれませんが、助成内容や業務フローは地域の実情に応じて異なるため、標準化で均一化することは困難だと思うためです。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
335	1. 標準化の対象とすべきでない	市町村ごとに内容が違うため。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
336	2. 標準化の対象とすべきである	標準化が進むことで手続き等がスムーズになるため	その他	事務の効率化が期待できるため
337	2. 標準化の対象とすべきである	小規模自治体では独自のものを作成するのに負担が大きい。自治体規模により内容を選択できるとよい。	その他	その他
338	1. 標準化の対象とすべきでない	ワーキングチームの検討結果に賛同します。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
339	2. 標準化の対象とすべきである	各地域で事業の支援内容に差がない為	全国的に実施する事業であるため	
340	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業を行っていない自治体はほとんど無いと思われるため。	全国的に実施する事業であるため	
341	1. 標準化の対象とすべきでない	各自自治体独自の施策等があり標準化に向かないのではないかと思います。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
342	1. 標準化の対象とすべきでない	地域の実情に合わせて実施しているものであるため、標準化の対象とすべきでないと考えます。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
343	2. 標準化の対象とすべきである	制度の運用にはシステムが不可欠であり、別途開発する必要が出てくるため。	その他	独自システムが残るため
344	1. 標準化の対象とすべきでない	標準化することでのメリットが感じられない。	その他	必要性を感じないため
345	2. 標準化の対象とすべきである	標準化による統一が今後の事務作業等に良い影響があるため。	その他	全国で統一された事務となるため
346	2. 標準化の対象とすべきである	標準化の対象とすることで、全国的な運用の統一を図ることができ、近隣市町村との連携の取りやすさにつながると考えます。ただし、運用の統一を図るうえで国からの指針は必要があると考えるとともに、地域生活支援事業は各自自治体で基準を設けている事業でもあることから、統一することが必ずしも事務の効率化につながるとも限らない。現段階では標準化にすべきか否かについてははっきりとは言えないが、標準化にあたり生じる課題をクリアできるのであれば、標準化することでのメリットは大きいと考える。	その他	全国で統一された事務となるため
347	2. 標準化の対象とすべきである	現システムにおいて、障害福祉サービスと一体的に処理しており業務の効率化を図る観点からも標準化の対象としてほしい。	一体的なシステム管理が必要であるため	
348	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業が地域の実情に応じて実施されていることから、現段階においては標準化の対象とすべきでないと考えます。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
349	2. 標準化の対象とすべきである	全国的に統一（標準化）されることで、必要事項への共通対応ができるようになるため。	その他	全国で統一された事務となるため
350	2. 標準化の対象とすべきである	該当者がいないため、いないうちに対象に出来るのであれば負担が少ないと考える。	その他	その他

○令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧

No	要否回答	要否理由	理由の分類	「その他」の内容等
351	2. 標準化の対象とすべきである	標準化すなわち障害者福祉管理システムで一元管理することにより、対象者情報の速やかな把握に繋がり、業務効率上好ましいと思われるため。	一体的なシステム管理が必要であるため	
352	1. 標準化の対象とすべきでない	地域生活支援事業は制度的に自治体でそれぞれであり、標準化し統一するのは難しいと思われるため、標準化の対象とすべきではないと考える。	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	
353	2. 標準化の対象とすべきである	事務の効率上、障害福祉サービスと地域生活支援事業の申請から受給者証発送までは、同じタイミングで処理することが利用者にとってわかりやすいため、同一のシステムで処理できることが望ましい。なお、標準化の対象外となった場合においては、自立支援給付と地域生活支援事業の連携範囲を明確にいただき、連携に必要なインターフェースを標準化システムに組み込めるようにしていただきたい。 厚生労働省により基準が定められている補装具と類似する制度としての日常生活用具についても、事務の効率化が図られるのであれば標準化の対象とすべきと考えるため。	一体的なシステム管理が必要であるため	
354	1. 標準化の対象とすべきでない	全国的に行われている事業であることから本来であれば標準化の対象とすべきだが、実態は実施主体ごとに情報に差異があることから標準化の対象とするのは難しいため	様々な事業形態が標準化に馴染まないため	